

独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する取扱規程を次のように定める。

平成30年2月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)における行政機関等匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。)の提供に関し必要な事項については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)その他関係法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において用語の意義は、個人情報保護規程(平成17年規程第7号)に定めるところによる。

(提案の募集)

第3条 機構は、保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に次条第1項の提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。)について、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、次条第1項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第4条 前条の規定による募集に応じて、個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する事業者(以下「行政機関等匿名加工情報取扱事業者」という。)になろうとする者は、情報の公開に関する規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第9号)第4条に規定する情報公開の受付窓口(第10条において、「情報公開の受付窓口」という。)において、又は郵送により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別記様式第1-1号)を提出し、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。この場合において、代理人によって提案をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する委任状(別記様式第2号)を添付しなければならない。

2 前項の提案書には、次に掲げる書面及び個人情報保護法第5章第5節の規定による個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。

以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定める本人確認書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第3号)
 - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 3 機構は、前2項の規定により提出された書面又は書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。
- (欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
 - (2) 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(個人情報保護委員会規則第55条に規定する者)
 - (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法(平成15年法律第57号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 個人情報保護法第120条の規定により同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - (6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (提案の審査等)

第6条 機構は、第4条第1項の提案があったときは、当該提案に係る個人情報ファイルが利用に供される事務を遂行する部等の長に審査を付託するものとし、当該部等の長は、次の各号に定める基準に適合するかどうかについて審査するものとする。

- (1) 提案をした者が前条各号に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる加工の方法が第9条第1項の基準に適合するものであること。

- (4) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が当該提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の内容からみて必要な期間を超えないものであること。
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに当該行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 機構が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、機構の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 理事長は、前項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別記様式第4-1号）により、その旨を通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。
 - 3 理事長は、第1項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別記様式第5-1号）により、理由を付して、その旨を通知するものとする。

第7条 削除

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第8条 第6条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第6号）の提出により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第9条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、機構から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第10条 個人情報保護法第115条の規定により個人情報ファイル簿に作成された行政機関等匿名加工情報の概要等が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、情報公開の受付窓口において、又は郵送により、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記様式第1-2号）を提出し、機構に対し、当該

事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第4条から第6条まで及び第8条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第6条第1項から第3項までの規定中「第4条第1項の提案」とあるのは「第10条第1項の提案」と、同条第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第2項中「別記様式第4-1号」とあるのは「別記様式第4-2号」と、同条第3項中「別記様式第5-1号」とあるのは「別記様式第5-2号」と読み替える。

(記載事項変更申出書)

第11条 第4条第1項又は前条第1項の規定により提出した提案書の記載事項に変更が生じたとき（前条第1項後段の行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときを除く。）は、記載事項変更申出書（別記様式第7号）の提出により、理事長に申し出なければならない。

(手数料)

第12条 第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 第10条第2項において準用する第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 第8条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 第8条の規定により契約を締結した者であって、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとする者 12,600円

3 手数料は、機構が指定する期日までに、現金、普通為替証書又は定額小為替証書により納付するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第13条 理事長は、第8条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第5条各号（第10条第2項において準用する場合を含む。）に定める欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止）

第14条 行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第9条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）の適切な管理のための必要な措置については、機構が保有する個人情報の管理措置の例による。

2 機構は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うにあたっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 機構は、行政機関等匿名加工情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確にすること。

(2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

4 前各項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第15条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する機構の職員若しくは職員であった者、前条第4項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は機構において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（機構における行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理）

第16条 機構は、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成30年2月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第3号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第5号）

この規程は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第1号）

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第7号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第5号）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中個人情報保護規程第2条及び第13条の改正規定並びに第3条中行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱規程第5条及び別記様式の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

別記様式第1-1号（第4条関係）

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、
本店又は主たる事務所の所在地
を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該
担当部署名及び担当者を記載す
ること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項の規定によ
り、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案
をします。

1. 個人情報ファイルの名称

2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数

3. 加工の方法を特定するに足りる事項

4. 行政機関等匿名加工情報の利用

(1) 利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、機構において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人

- 等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
 5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を踏まえて記載すること。
 6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
 7. 用紙の大きさは、A4 とすること。

別記様式第1-2号（第10条関係）

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、
本店又は主たる事務所の所在地を
記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載する
こと。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担
当部署名及び担当者を記載するこ
と。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第1項前段、第118条第1項後段の規定により、以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

（1）利用の目的

(2) 利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された「行政機関等匿名加工情報の概要」を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等編向け）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、A4とすること。

委 任 状

郵便番号
（ふりがな）
受任者 住所又は居所
（ふりがな）
氏 名

連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項、第118条第1項前段、第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号
（ふりがな）
委任者 住所又は居所
（ふりがな）
氏 名

連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、A4とする。

別記様式第3号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第3項，第118条第2項において準用する第112条第3項の規定により，提案する者（及びその役員）が同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は，抹消すること。
2. 役員とは，取締役，執行役，業務執行役員，監査役，理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは，A4とすること。

審査結果通知書

（提案者）様

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人日本学生支援機構理事長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第6号）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、A4とすること。

審査結果通知書

（提案者）様

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人日本学生支援機構理事長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第6号）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、A4とすること。

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、A4とすること。

第 号
年 月 日

審査結果通知書

（提案者）様

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 印

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第118条第2項で準用する第114条第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、A4とすること。

年 月 日

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、
本店又は主たる事務所の所在地を
記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名を記載する
こと。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子
メールアドレスを記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担
当部署名及び担当者を記載する
こと。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第115条、第118条第2項で準用する第
115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みま
す。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通
知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、A4とすること。

記載事項変更申出書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し出ます。

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。
2. 行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名、所属部署、連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた行政機関等匿名加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは、別紙とすること。
5. 上記2. の「変更事項に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは、A4 とすること。